

栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について

老老発第 0907002 号 平成 17 年 9 月 7 日 厚生労働省老健局老人保健課長通知

改正案	現行
<p>栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について</p>	<p>栄養マネジメント加算及び経口移行加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について</p>
<p>今般、介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第 2 条が平成 17 年 10 月 1 日から施行され、居住費・食費が介護保険給付の対象外となったところであるが、それにあわせ、高齢者の低栄養状態等の予防・改善のために、個別の高齢者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施を、栄養マネジメント加算として評価することとしたところである。</p> <p>栄養マネジメント加算の算定については、別に通知する「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年老企第 40 号）において示しているところであるが、今般、事務処理手順例及び様式例を下記のとおりお示しますので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。</p> <p>当該事務処理手順例及び様式例は、栄養ケア・マネジメントの適切な実施に資するよう一つの参考例としてお示しするに止まるものであり、当該事務処理手順例及び様式例によらない場合であっても、適正に個別の高齢者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントが実施できている場合においては、介護報酬上算定上評価して差し支えないものであるため念のため申し添える。</p>	<p>今般、介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第 2 条が平成 17 年 10 月 1 日から施行され、居住費・食費が介護保険給付の対象外となったところであるが、それにあわせ、高齢者の低栄養状態等の予防・改善のために、個別の高齢者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施を、栄養マネジメント加算として評価することとしたところである。</p> <p>栄養マネジメント加算の算定については、別に通知する「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年老企第 40 号）において示しているところであるが、今般事務処理手順例及び様式例を下記の通りお示しますので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。</p> <p>当該事務処理手順例及び様式例は、栄養ケア・マネジメントの適切な実施に資するよう一つの参考例としてお示しするに止まるものであり、当該事務処理手順例及び様式例によらない場合であっても、適正に個別の高齢者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントが実施できている場合においては、介護報酬上算定上評価して差し支えないものであるため念のため申し添える。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>

改正案	現行
<p>1. 栄養ケア・マネジメントの実務等について (1) 栄養ケア・マネジメントの体制</p> <p>同右</p>	<p>1. 栄養ケア・マネジメントの実務等について (1) 栄養ケア・マネジメントの体制</p> <p>ア. 栄養ケア・マネジメントは、ヘルスケアサービスの一環として、個々人に最適な栄養ケアを行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。</p> <p>イ. 施設長は、医師、管理栄養士、看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること。</p> <p>ウ. 施設長は、各施設における栄養ケア・マネジメントに関する手順（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等）をあらかじめ定める。</p> <p>エ. 管理栄養士は、入所者又は入院患者（以下「入所（院）者」という。）に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行う。</p> <p>オ. 施設長は、栄養ケア・マネジメント体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。</p>
<p>(2) 栄養ケア・マネジメントの実務</p> <p>同右</p>	<p>(2) 栄養ケア・マネジメントの実務</p> <p>ア. 入所（院）時における栄養スクリーニング 介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、入所(院)者の入所（院）後遅くとも1週間以内に、関連職種と共同して、低栄養状態のリスクを把握する（以下「栄養スクリーニング」という。）。なお、栄養スクリーニングは、別紙1の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>イ. 栄養アセスメントの実施 管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、入所（院）者</p>

改正案	現行
同右	<p>毎に解決すべき課題を把握する(以下「栄養アセスメント」という。)。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙2の様式例を参照の上、作成する。この際、栄養スクリーニングに基づき低リスク者と判断された場合は、別紙2中の(Ⅰ)のみに、中リスク又は、高リスク者と判断された場合は、別紙2中の(Ⅰ)及び(Ⅱ)に必要事項を記入する。</p> <p>ウ. 栄養ケア計画の作成</p> <p>① 管理栄養士は、上記の栄養アセスメントに基づいて、入所(院)者のi) 栄養補給(補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事項等)、ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共同して、栄養ケア計画を作成する。</p> <p>② 管理栄養士は、サービス担当者会議(入所(院)者に対する施設サービスの提供に当たる担当者の会議)に出席し、栄養ケア計画原案を報告し、関連職種との話し合いのもと、栄養ケア計画を完成させる。栄養ケア計画の内容を、施設サービス計画にも適切に反映させる。</p> <p>③ 医師は、栄養ケア計画の実施に当たり、その同意等を確認する。</p> <p>エ. 入所(院)者及び家族への説明</p> <p>介護支援専門員は、サービスの提供に際して、施設サービス計画に併せて栄養ケア計画を入所(院)者又は家族に説明し、サービス提供に関する同意を得る。</p> <p>オ. 栄養ケアの実施</p> <p>① サービスを担当する関連職種は、医師の指導等に基づき栄養ケア計画に基づいたサービスの提供を行う。</p>

改正案	現行
同右	<p>② 管理栄養士は、食事の提供に当たっては、給食業務の実際の責任者としての役割を担う者（管理栄養士、栄養士、調理師等）に対して、栄養ケア計画に基づいて個別対応した食事の提供ができるように説明及び指導する。なお、給食業務を委託している場合においては、委託業者の管理栄養士等との連携を図る。</p> <p>③ 管理栄養士は、栄養ケア計画に基づいて、栄養食事相談を実施する。</p> <p>④ 管理栄養士は、関連職種と共同して食事摂取状況や食事に関するインシデント・アクシデントの事例等の把握を行う。</p> <p>⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の内容は、栄養補給（食事の摂取量等）の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。栄養ケア提供の経過は、別紙4の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>カ. 実施上の問題点の把握 関連職種は、栄養ケア計画の変更が必要となる状況を適宜把握する。栄養ケア計画の変更が必要になる状況が確認された場合には、対応する関連の職種へ報告するとともに計画の変更を行う。</p> <p>キ. モニタリングの実施 ① モニタリングは、栄養ケア計画に基づいて、低栄養状態の低リスク者は3か月毎、低栄養状態の高リスク者及び栄養補給法の移行の必要性がある者の場合には、2週間毎等適宜行う。ただし、低栄養状態の低リスク者も含め、体重は1か月毎に測定する。</p> <p>② 関連職種は、長期目標の達成度、体重等の栄養状態の改善</p>

改正案	現行
<p>同右</p>	<p>状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙5の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>ク. 再栄養スクリーニングの実施 介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、低栄養状態のリスクにかかわらず、栄養スクリーニングを3か月毎に実施する。</p> <p>ケ. 栄養ケア計画の変更及び退所（院）時の説明等 栄養ケア計画の変更が必要な場合には、管理栄養士は、介護支援専門員に、栄養ケア計画の変更を提案し、サービス担当者会議等において計画の変更を行う。計画の変更については、入所（院）者又は家族へ説明し同意を得る。 また、入所（院）者の退所（院）時には、総合的な評価を行い、その結果を入所（院）者又は家族に説明するとともに、必要に応じて居宅介護支援専門員や関係機関との連携を図る。</p>
<p>3. <u>経口移行加算等</u>について 経口移行加算にかかる経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙3の栄養ケア計画の様式例を準用する。 なお、栄養マネジメント加算を算定している入所（院）者については、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。</p>	<p>3. 経口移行加算について 経口移行にかかる経口移行計画については、別紙3の栄養ケア計画の様式例を準用する。 なお、栄養マネジメント加算を算定している入所（院）者については、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。</p>